

「和歌山市感染症対策協力医療機関」登録制度実施要綱（案）

平成 22 年 10 月 19 日

1 「和歌山市感染症対策協力医療機関」の登録

和歌山市内の医療機関において、「感染症外来」の設置について協力可能な医療機関を、「和歌山市感染症対策協力医療機関」（以下、「登録医療機関」）として登録する。

「感染症外来」設置の要件は、対象疾患の種類により、必要に応じ次の①、②、③のいずれかの対応を行うこととする。

タイプ A：診察の時間を分けて、一般患者と接触しないよう対応する。

タイプ B：入口や診察室を分けて、一般患者と接触しないよう対応する。

タイプ C：駐車場を利用するなど、感染症外来受診者が一般患者と接触しないよう対応する。

「和歌山市感染症対策協力医療機関」の登録は随時行うものとする。

「登録医療機関」における患者対応

日頃から患者への感染症予防に関する指導を行う。

感染症の疑いがある患者から、電話相談があった場合、受診の方法、受診時の注意事項等を指示し、必ずマスクを着用して受診するよう指導する。

受診者に対し、問診・診察の上、必要に応じて各種検査を実施する。

医療機関内における感染防止策について

感染防止策としては、日頃より「標準予防策」、「接触感染予防策」及び「飛沫感染予防策」を徹底する。必要に応じ「空気感染予防策」を実施する。

医療機関のスタッフは、常時サージカルマスクを着用する。

患者から飛沫が生じるような手技を行う場合、例えば、咽頭や鼻腔から検体採取を行う時等は、必要に応じサージカルマスク、手袋、フェースシールド等を着用する。

感染症の種類によっては、必要に応じ、Full PPE（N95 マスク、ガウン、手袋、フェースシールド）にて対応する。

感染症発生動向等に関する報告および情報提供

(1) 感染症法に基づく報告はもとより、和歌山市内で新たな感染症発生を探知したときは直ちに保健所に報告する。

(2) 登録医療機関は、保健所の求めに応じ感染症発生に関する調査に協力する。

(3) 和歌山市は、登録医療機関に対し、感染症の発生動向等の情報提供を積極的に行う。

個人防護具の確保について

院内感染対策に必要な個人防護具は各医療機関において確保するものとする。
感染症の流行状況等により確保困難な場合には、和歌山市は、必要な支援を行う。

医療費の取り扱い

保険適応とする。

入院医療についても、重症化防止のための入院であるため、保険適応となり、自己負担が生じる。

医療機関の構造設備や診療時間変更等がある場合の対応について

「感染症外来」を設置するにあたって、医療機関の構造設備や診療時間等の変更がある場合は、医療法上の手続きが必要になる場合があるので、予め保健所総務企画課医務班へ相談すること。

院外処方箋について

当該患者に院外処方箋を交付する場合は、院外処方箋の備考欄に疑われる疾患、患者の携帯電話番号、住所、氏名、小児の場合は体重を記載したうえ、予め調剤薬局に FAX で処方箋を送付する。

調剤薬局は、電話による服薬指導を行ったり、家族等に受け取りをさせるなど、感染防止に努める。また、調剤薬局の施設外での受け渡しも可能とする。